

制定 20180323保局第13号 平成30年 3月30日

改正 20210201保局第 1号 令和 3年 2月22日

20231212保局第 1号 令和 5年12月21日

14 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて

1. 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について

- (1) 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成30年3月30日付20180323保局第12号）（以下「第12号通達」という。）に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたものをいう。
- (2) 第12号通達Ⅱ(1)に規定する高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは、液石則第6条第1項第19号、一般則第6条第1項第13号若しくはコンビ則第5条第1項第19号又は液石則第53条第1項第9号若しくは一般則第55条第1項第8号に規定する製造することが適切であると「経済産業大臣が認める者が製造したもの」と同様に取扱いして差し支えないものとする。
- (3) 協会の委託検査受検品のうち、協会が液石則及び液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成30年3月30日付20180323保局第9号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第6条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったもの、一般則及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成30年3月30日付20180323保局第14号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第6条第1項第11号から同項第13号までについて検査を行ったもの並びにコンビ則及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（平成30年3月30日付20180323保局第15号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第5条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったものについては、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当する。

2. 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について

- (1) 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、可とう管（高圧ホース又は金属フレキシ管等）であって、協会又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したものとする。
- (2) 協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0804(2022)ベローズ形伸縮管継手の基準」及び「KHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準」（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管は、液石則第16条第1項第1号、一般則第15条第1項第1号又はコンビ則第14条第1項第1号の「保安上特段の支障がない

ものとして認められたもの」に該当する。

3. 「処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないもの」とは、取り替える設備に関し、液石則第3条第1項、一般則第3条第1項又はコンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書（法第14条第1項本文に規定する変更の許可を受けている場合にあっては、変更の許可申請時に提出した液石則第15条第1項、一般則第14条第1項又はコンビ則第13条第1項に規定する高圧ガス製造施設等変更許可申請書に添付する変更明細書とする。以下「製造計画書等」という。）に記載する液石則第3条第2項、一般則第3条第2項又はコンビ則第3条第2項各号に掲げる事項（第5号及び第6号（コンビ則に限る。）に掲げるものを除く。）に変更がないものとする。
4. 「処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するもの」とは、液石則第3条第1項、一般則第3条第1項又はコンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号若しくは第6号、一般則第3条第2項第2号若しくは第6号又はコンビ則第3条第2項第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更がないものであって、取り替える特定設備の種類に応じ、法第56条の3第4項で定める技術上の基準に適合するものであり、材質を変更する場合にあっては、当該材質変更によって、従来生じていた又は生じるおそれのあった腐食及び劣化損傷以外の腐食及び劣化損傷が生じるおそれのないものをいう。
5. 液石則第16条第1項第7号ハに規定する「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、特定設備検査規則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれらの併用を除く。）とし、「位置の変更を伴わないもの」とは、基礎工事（アンカーボルト等の変更工事を除く。）を伴わないものをいう（一般則第15条第1項第7号ハ及びコンビ則第14条第1項第7号ハにおいても、同様とする。）。
6. 液石則第16条第1項第8号イに規定する「高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第6条第1項第19号の規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの」とは、1. 又は2. に規定されたものへの変更であり、液石則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号に掲げる事項及びプロセスフロー図（P&ID）に変更がないものとする（一般則第15条第1項第8号イ及びコンビ則第14条第1項第8号イにおいても、同様とする。）。
7. 「設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの」とは、液石則第3条第1項、一般則第3条第1項又はコンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号及び第6号、一般則第3条第2項第2号及び第6号又はコンビ則第3条第2項第2号及び第7号に掲げる事項に変更がないものとする。

8. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（液石則第16条第1項第1号及び第8号イ、第29条第1項第1号並びに第55条第1号、一般則第15条第1項第1号及び第8号イ、第28条第1項第1号並びに第57条第1号並びにコンビ則第14条第1項第1号及び第8号イに掲げる工事の場合に限る。）には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。

9. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、当該設備に設置位置の変更が生じる場合は軽微な変更の工事に該当しないこととなるが、高圧ガスの通る部分の設備のうち、配管及びそれに附属するバルブのルート変更（配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更又は迂回等に限る。）については軽微な変更の工事に該当するものとする。

なお、軽微な変更の工事に該当するルート変更であっても、耐震上軽微な変更の工事に該当しない場合は、同基準が適用される。

10. 液石則第16条第1項第1号の2、一般則第15条第1項第1号の2及びコンビ則第14条第1項第1号の2の「保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え」とは、特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替えを含むものとする。

11. 液石則第16条第1項第1号の3、一般則第15条第1項第1号の3及びコンビ則第14条第1項第1号の3の「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」には、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカップリング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置の工事及び開放検査終了後の撤去の工事を含まれるものとする。

12. 液石則第16条第1項第4号の2、一般則第15条第1項第4号の2及びコンビ則第14条第1項第4号の2の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、以下に掲げる変更の工事以外のものをいう。

(1) 製造施設の処理能力を一日百立方メートル（不活性ガス又は空気にあっては三百立方メートル）以上に変更する工事

(2) 耐震設計構造物を新設する工事

(3) 耐震設計構造物への変更の工事

13. 許可及び届出の不要な工事について

製造施設、液化石油ガス貯蔵所、高圧ガス貯蔵所又は消費施設における次に掲げるものについては、許可及び届出の不要な工事として取扱うものとする。

(1) 圧力計・温度計の取替え（同一方式の取替えに限る。）

(2) 充填又は受入れに係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替え

(3) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部分のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の

攪拌機のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等)

- (4) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に都道府県（当該第一種製造者の事業所又は第一種貯蔵所が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長）にその旨報告すること。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事
- (5) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- (6) 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。）の取替え
- (7) 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管へのプラグ打ち
- (8) (7)に伴う伝熱管の切断又は撤去